

# 美作ネット(通信)/美作市ケーブルテレビ(TV)を申請される皆さんへ

## 手続きの流れ

新規申込

手数料  
納付書送付

入金確認  
工事手配

業者と  
日程調整

工事

工事完了に1カ月程度時間を要することがあるのでご了承ください(光ファイバーの電柱共架申請等)

## 加入申請書ご記入にあたって

- 申請書を事業の目的外に使用することはありません
- 記入漏れや虚偽の記載をされた場合は無効になります
- 借家については所有者の同意が必要です
- 借家等での工事にあたり、所有者とのトラブルについて、美作市は一切責任を負いません
- 美作市では住宅や敷地の所有者の設置承諾代行はいたしませんので、必ずご自身で承諾を得てください

## テレビ使用料について

- テレビ使用料は「3ヵ月払い」と「年一括払い」の選択ができますので、申請の際お申し出ください
- テレビ使用料の納付は原則口座振替です。口座振替依頼書をご記入の上、金融機関へご提出ください
- テレビ使用料を滞納された場合は、使用停止の措置をとらせていただきます

## お届け内容の変更等について

**届出は便利なインターネットで!**

各種申請書は美作市ホームページからダウンロード可能で、インターネットから電子申請が可能な届出もあります。(市役所窓口に来なくても手続きができます)

- テレビの利用を休止したい → 休止・廃止届 (電子申請可能)
- テレビの放送コース(基本・BS/CS)を変更したい  
→ 放送コース変更届 (電子申請可能)
- 相続等により名義を変更したい → 利用者変更届
- 引越し等により請求先を変更したい → 利用者変更届
- 引落口座を変更したい → 口座振替依頼書(変更)
- 美作ネットの利用を廃止したい → 休止・廃止届
- 機器等を住宅建て替え等により移設したい → 別途下記美作市企画情報課へ協議が必要



美作市CATV申請

検索

## 問合せ先一覧

内容	連絡先	電話番号
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規、廃止、変更等申請に関すること</li> <li>・申請後の工事施工に関すること</li> <li>・テレビが映らない、告知放送が鳴らない</li> <li>・誤って光ファイバーを切断した</li> </ul>	(株)みまちゃんネル (勝田支所内)	0868-77-0080
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひかり電話が使えない</li> <li>・インターネットが使えない</li> </ul>	NTT故障受付 (自動音声)	0120-248-995 (24時間)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・NTTサービスの内容変更をしたい (音声告知放送 ⇄ ひかり電話) (音声告知放送 ⇄ インターネット) (ひかり電話 ⇄ インターネット)</li> </ul>	NTT 光ネットワーク担当	0800-200-0284 086-801-5537 (岡山県外の場合) (平日9:00~17:00)

美作ネット・美作市ケーブルテレビの加入においては、下記の条件や「美作市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例」(\*1)及び「同施行規則」(\*1)を遵守すること

(\*1)ホームページからダウンロード可能ですが、ご希望なら印刷してお渡します

### 【美作ネット】

#### (設置)

- 1 告知放送機器（以下「機器等」という。）とは、光成端箱、告知放送機器、光変換装置、電源供給装置及びこれらに付随する配線・据え付け部材とします。
- 2 通信等に必要な配線の敷設及び壁面等への穴あけについて許可すること。
- 3 建物外壁及び建物内壁等への必要な機器等の取り付けについて許可すること。
- 4 申請者が所有又は管理する敷地の光ケーブル上空占用について許可すること。
- 5 設置した機器等は、市からの貸与品であるため、加入者が適正に管理すること。
- 6 故意又は過失もしくは、ねずみ食い・虫食い等に起因する故障が生じた場合、申請者が修理に要する費用を負担すること。
- 7 機器等を設置した場所の使用料については無償とすること。
- 8 機器等の利用に伴い必要となる費用（電気代等）は、申請者が負担すること。
- 9 一度設置した場所から機器等の移動の必要が生じた場所は、申請者が費用を負担すること。
- 10 申請者と所有者が異なる場合は、所有者の設置承諾を得ること。また所有者とのトラブルに関しては当事者同士で解決すること。
- 11 加入申請書を事業の目的に必要と認める業者が閲覧することに同意すること。
- 12 告知放送以外の通信及び放送サービスについては、自己の所有する機器への接続・設定等を含め申請者の責任において利用すること。
- 13 機器等の設置に伴い、敷地内及び屋内への立ち入りについて許可すること。また、工事完了後の維持・修繕・その他管理に伴う場合も同様とすること。
- 14 機器等の使用を停止する場合は、速やかに美作市役所まで連絡すること。

#### (使用料・手数料)

- 15 設置手数料を納付すること。

#### (サービス)

- 16 美作ネットは「NTT西日本提供サービス」の利用ができるが、利用契約等はNTTと直接行うこと。

### 【美作市ケーブルテレビ】

- 1 設置分担金 **20,950円**を納付すること。
- 2 美作市ケーブルテレビ映像変換器（V-ONU）設置工事に関しては、美作市が指定した業者が設置を行うこと。
- 3 V-ONUまた、同電源アダプターは市からの貸与品であるため、加入者が適正に管理を行うこと。
- 4 NHKの受信料、WOWOW、スターチャンネル、スカパー！e2等の有料放送の視聴料は、ケーブルテレビ使用料には含まれないため、視聴するには個別に契約をすること。
- 5 ケーブルテレビ使用料を3か月以上滞納した場合、「加入取消」または「放送の配信停止」等の措置をとることに同意すること。
- 6 BS/110度CS放送を視聴される場合は、BS/110度CSチューナーと分波器が必要なため、加入者において準備すること。（BS/CSチューナー内蔵テレビの場合は、分波器のみで結構です。